（ご参考）新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求書・実績報告書（エクセル）の入力について(8 月 12 日追記)

【シート「診療所用」】

診療所が行う請求（時間外・休日加算の請求及び個別接種促進のための支援事業のうち別紙に示す「①診療所における接種回数の底上げ」、「②接種施設数の増加」の請求）について、請求書及び実績報告書を作成します。

必要に応じて、　　　で着色されているセルに対して必要な入力を行います。（適宜、白色のセルに入力を行って構いませんが、数式等が入っているセルを編集する場合、自動計算されるようになっている接種合計数、請求金額等が影響を受けますので、ご注意ください。）

医療機関等名称　医療機関〇〇クリニック

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（診療所）

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報

	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数
					4/1	4/2	4/3	
接種回数（予診のみを含めない）								ー
時間外の接種（予診のみも含める）					10	15		25
休日の接種（予診のみも含める）							20	20
	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	
接種回数（予診のみを含めない）								ー
時間外の接種（予診のみも含める）		5			15	15		35
休日の接種（予診のみも含める）				25				25

●時間外・休日加算の請求

「時間外・休日加算の請求」を行う場合は、実績報告書の４月１日以降の時間外・休日の接種数について、該当する日付の欄に入力します。時間外・休日加算の接種数には、接種まで至らずとも、予診のみのものも計上できます。

接種数を入力すると、シート内の下方にある「コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書」に自動的に請求額が表示されます。

コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書

4月1日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額　¥153,615

その他、市町村への情報提供として、標榜する診療時間、口座情報等を記載して、印刷してください。

（参考）標榜する診療時間				
	日	休診		
	月	9:00～12:00 15:00～18:00		
	火	9:00～12:00		
	水	休診		
	木	9:00～12:00 15:00～18:00		
	金	9:00～12:00 15:00～18:00		
	土	9:00～12:00		
	備考			
金融機関コード	1234		支店コード	123
金融機関名	○○銀行		支店名	○○支店
預金種別	普通		口座番号	0123456789
フリガナ	コウロウ　タロウ			
口座名義人	厚労　太郎			

（８月 12 日追記）

令和３年７月 27 日付け厚生労働省発医政発 0727 第 16 号・健発 0727 第 4 号・薬生発 0727 第 6 号「「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」において、職域接種の一部が個別接種促進のための支援事業の対象となることが示されたことを受け、６月１日以降の欄について、「休日の接種（予診のみも含める）」について、「職域以外」と「職域」とで分けています。それぞれの欄に記載ください。（「時間外の接種（予診のみも含める）」については、従前のままです）。

休日の接種（予診のみも含める）									0	
		5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5		
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外			20	20			20	110	100回以上
接種回数（予診のみを含めない）	職域					30	20			
時間外の接種（予診のみも含める）									0	
休日の接種（予診のみも含める）	職域以外								50	
休日の接種（予診のみも含める）	職域					30	20			

●個別接種促進のための支援事業の請求

「個別接種促進のための支援事業の請求」を行う場合は、５月９日以降の接種数について、該当する日付の欄に入力します。個別接種促進のための支援事業の接種数には、接種まで至らず、予診のみとなった案件は計上できません。

	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15		
接種回数（予診のみを含めない）	50		65		72			187	150回以上
時間外の接種（予診のみも含める）								0	
休日の接種（予診のみも含める）								0	
	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22		
接種回数（予診のみを含めない）		45		65				110	100回以上
時間外の接種（予診のみも含める）								0	
休日の接種（予診のみも含める）								0	
	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29		
接種回数（予診のみを含めない）			56					56	100回未満
時間外の接種（予診のみも含める）								0	

Ｊ列「週の回数区分」には、接種回数に応じて、「150 回以上」「100 回以上」「100 回未満」が表示されます。接種回数に応じて自動的に表示されますが、以下の例示のような場合には、請求者において手動で選択することもありますので、適宜対応ください。

Ｊ列「週の回数区分」↓

	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15		
接種回数（予診のみを含めない）	50		65		72			187	150回以上
時間外の接種（予診のみも含める）								0	
休日の接種（予診のみも含める）								0	
	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22		
接種回数（予診のみを含めない）		45		65				110	100回以上
時間外の接種（予診のみも含める）								0	
休日の接種（予診のみも含める）								0	
	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29		
接種回数（予診のみを含めない）			56					56	100回未満
時間外の接種（予診のみも含める）								0	

【具体例】

第１週～第５週　150 回（5 回）
第６週～第８週　100 回（3 回）
第８週以降　　　100 回未満

上記のような場合に、第１～第５までで 150 回を 5 回とカウント（①）する場合と、第１～第４を 150 回以上、第５～８を 100 回以上とカウント（②）した場合とで、請求額に差が出る。

①　150×5×3, 000+100×3×0＝2, 250, 000
②　150×4×3, 000+（100×3+150×1）×2, 000＝2, 700, 000

このような場合に、150 回以上接種した週について、「150 回以上」から「100 回以上」に変更するかは請求者の判断となる。下図のとおりリストから選択して変更を行う。

各日付けにおける接種数の入力及び「週の回数区分」の設定後、シートの下方にある「個別接種促進のための支援事業に係る請求書（診療所）」に自動的に請求金額及び内訳が表示されます。内容についてご確認後、印刷ください。

個別接種促進のための支援事業に係る請求書（診療所）

5月9日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額　**¥2,133,000**

内訳

月9日から7月31日の間
50回以上接種した取扱いとする週　4週　（4週以上で、該当する週の接種について3,000円加算）
00回以上接種した取扱いとする週　0週　（4週以上で、該当する週の接種について2,000円加算）

3 ページ

	接種回数 （予診のみを含めない）	週150回以上接種の加算 単価 3,000円/回	週100回以上接種の加算 単価 2,000円/回	1日50回加算 ※同一日に左記の加算と重複は不可	
月10日の週	165回	495,000円	0円	0日	0円
月17日の週	188回	564,000円	0円	0日	0円

その他、市町村への情報提供として、口座情報も記載してください。

金融機関コード	1234	支店コード	123
金融機関名	○○銀行	支店名	○○支店
預金種別	普通	口座番号	0123456789
フリガナ	コウロウ　タロウ		
口座名義人	厚労　太郎		

（８月 12 日追記）

令和３年７月 27 日付け厚生労働省発医政発 0727 第 16 号・健発 0727 第４号・薬生発 0727 第 6 号「「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」において、職域接種の一部が個別接種促進のための支援事業の対象となることが示されたことを受け、６月１日以降の欄について、「接種回数（予診のみを含めない）」について、「職域以外」と「職域」とで分けています。それぞれの欄に記載ください。

休日の接種（予診のみも含める）									0	
		5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5		
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外			20	20			20	110	100回以上
接種回数（予診のみを含めない）	職域					30	20			
時間外の接種（予診のみも含める）									0	
休日の接種（予診のみも含める）	職域以外								50	
休日の接種（予診のみも含める）	職域					30	20			

【シート「病院用」】

病院が行う請求（時間外・休日加算の請求及び個別接種促進のための支援事業のうち別紙に示す「②接種施設数の増加」、「③「病院」における接種体制の強化」の請求）について請求書及び実績報告書を作成します。

必要に応じて、　　　　で着色されているセルに対して必要な入力を行います。（適宜、白色のセルに入力を行って構いませんが、数式等が入っているセルを編集する場合、自動計算されるようになっている接種合計数、請求金額等が影響を受けますので、ご注意ください。）

医療機関等名称　医療機関〇〇病院

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（病院）

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報

	（日）	（月）	（火）	（水）	（木）	（金）	（土）	週の合計 ※特別体制については、50回行った日の時間数のみ足し上げ	
					4/1	4/2	4/3		
接種回数（予診のみを含めない）								－	
時間外の接種（予診のみも含める）								0	回
休日の接種（予診のみも含める）								0	回
	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10		
接種回数（予診のみを含めない）								－	
時間外の接種（予診のみも含める）								0	回
休日の接種（予診のみも含める）								0	回

●時間外・休日加算の請求

「時間外・休日加算の請求」を行う場合は、実績報告書の４月１日以降の時間外・休日の接種数について、該当する日付の欄に入力します。時間外・休日加算の接種数には、接種まで至らずとも、予診のみのものも計上できます。

接種数を入力すると、シート内の下方にある「コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書」に自動的に請求額が表示されます。

コロナウイルスワクチン接種の時間外及び休日対応に係る請求書

4月1日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額　¥153,615

その他、市町村への情報提供として、標榜する診療時間、口座情報等を記載して、印刷してください。

（参考）標榜する診療時間		
	日	休診
	月	9:00～12:00 15:00～18:00
	火	9:00～12:00
	水	休診
	木	9:00～12:00 15:00～18:00
	金	9:00～12:00 15:00～18:00
	土	9:00～12:00
	備考	

金融機関コード	1234	支店コード	123
金融機関名	○○銀行	支店名	○○支店
預金種別	普通	口座番号	0123456789
フリガナ	コウロウ　タロウ		
口座名義人	厚労　太郎		

（８月 12 日追記）

令和３年７月 27 日付け厚生労働省発医政発 0727 第 16 号・健発 0727 第 4 号・薬生発 0727 第 6 号「「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」において、職域接種の一部が個別接種促進のための支援事業の対象となることが示されたことを受け、６月１日以降の欄について、「休日の接種（予診のみも含める）」について、「職域以外」と「職域」とで分けています。それぞれの欄に記載ください。（「時間外の接種（予診のみも含める）」については、従前のままです）。

休日の接種（予診のみも含める）									0	
		5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5		
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外			20	20			20	110	100回以上
接種回数（予診のみを含めない）	職域					30	20			
時間外の接種（予診のみも含める）									0	
休日の接種（予診のみも含める）	職域以外								50	
休日の接種（予診のみも含める）	職域					30	20			

●個別接種促進のための支援事業の請求

「個別接種促進のための支援事業の請求」のうち別紙に示す「②接種施設数の増加」の請求を行う場合は、５月９日以降の接種数について、該当する日付の欄に入力します。50 回/日を達成した日の日数が合計欄にカウントされます。

また、個別接種促進のための支援事業の接種数には、接種まで至らず、予診のみとなった案件は計上できません。

	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15		
接種回数（予診のみを含めない）	50		65		72				3日
時間外の接種（予診のみも含める）								0 回	
休日の接種（予診のみも含める）								0 回	
(特別体制)医師の延べ時間								0 時間	
(〃)看護師等の延べ時間								0 時間	
	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22		
接種回数（予診のみを含めない）		45		65					1日
時間外の接種（予診のみも含める）								0 回	
休日の接種（予診のみも含める）								0 回	
(特別体制)医師の延べ時間								0 時間	
(〃)看護師等の延べ時間								0 時間	

↑5 月 17 日は 50 回以下なので右の日数にカウントされない

↑50 回以上接種を行った日数

また、「個別接種促進のための支援事業の請求」のうち別紙に示す「③病院における接種体制の強化」に係る請求を行う場合は、５月９日以降で特別な体制を組んだ人員の勤務の延べ時間について、該当する日付の欄に入力します。上記の「②接種施設数の増加」の請求に係る接種数について、50 回/日を達成した日について、合計時間に計上されます。

時間数の入力において、１日のうちで１時間未満の端数がある場合は、小数点入力ください（5 時間 30 分→5.5、6 時間 45 分→6.75）。週の合計欄においては、その週の延べ時間を合計した後、時間未満の端数について切り捨てとなります。

	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22		
接種回数（予診のみを含めない）		45		65		65			2日
時間外の接種（予診のみも含める）								0 回	
休日の接種（予診のみも含める）								0 回	
(特別体制)医師の延べ時間		8.00		16.50		16.75		33 時間	
(〃)看護師等の延べ時間		32.00		35.75		35.00		70 時間	

5 月 17 日は 50 回以下なので勤務延べ時間の合計欄にカウントされない

↑勤務延べ時間の合計

各日付けにおける「接種回数」「（特別体制）医師の延べ時間」「（〃）看護師等の延べ時間」の入力を行うと、シートの下方にある「個別接種促進のための支援事

業に係る請求書（病院）」に自動的に請求金額及び内訳が表示されます。内容についてご確認後、印刷ください。

個別接種促進のための支援事業に係る請求書（病院）

5月9日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額　¥2,099,360

内訳
5月9日から7月31日の間
50 回以上／日の接種を週１日以上達成した週　4週　(4週以上で、医師・看護師等に係る追加交付)

（特別な接種体制を確保し、かつ、50回/日を週1日以上、4週間以上達成した場合）

	1日50回以上接種の加算		医師に係る追加交付		看護師等に係る追加交付	
5月10日の週	3日	300,000円	31時間	234,050円	51時間	140,760円
5月17日の週	2日	200,000円	23時間	173,650円	42時間	115,920円

その他、市町村への情報提供として、口座情報も記載してください。

金融機関コード	1234	支店コード	123
金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	0123456789
フリガナ	コウロウ　タロウ		
口座名義人	厚労　太郎		

（８月 12 日追記）

令和３年７月 27 日付け厚生労働省発医政発 0727 第 16 号・健発 0727 第４号・薬生発 0727 第 6 号「「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」において、職域接種の一部が個別接種促進のための支援事業の対象となることが示されたことを受け、６月１日以降の欄について、「接種回数（予診のみを含めない）」について、「職域以外」と「職域」とで分けています。それぞれの欄に記載ください。

		5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5		
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外			20	20			20	110	100回以上
接種回数（予診のみを含めない）	職域					30	20			
時間外の接種（予診のみも含める）									0	
休日の接種（予診のみも含める）	職域以外								50	
休日の接種（予診のみも含める）	職域					30	20			

別　紙

【ワクチン接種対策費負担金】
（接種の費用）

予算額：4,319億円（令和2年度三次補正）

<概要>
- 単価：2,070円／回
- 時間外・休日の接種に対する加算（時間外：＋730円、休日：＋2,130円）

【ワクチン接種体制確保事業】
（自治体における実施体制の費用）

予算額：3,439億円（令和2年度三次補正等）

<概要>
○接種の実施体制の確保に必要な経費
○集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費　等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】

個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ
- 週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合　⇒　＋2,000円／回
- 週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合　⇒　＋3,000円／回

②接種施設数の増加（診療所・病院共通）
医療機関が50回以上／日のまとまった規模の接種を行った場合は、10万円／日　（定額）を交付。（①とは重複しない）

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>
○都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
（使用料及び賃借料、備品購入費等）

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>
○時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施
- 医師　　　1人1時間当たり　7,550円
- 看護師等　1人1時間当たり　2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

集団接種同様の扱い

③「病院」における接種体制の強化
特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付